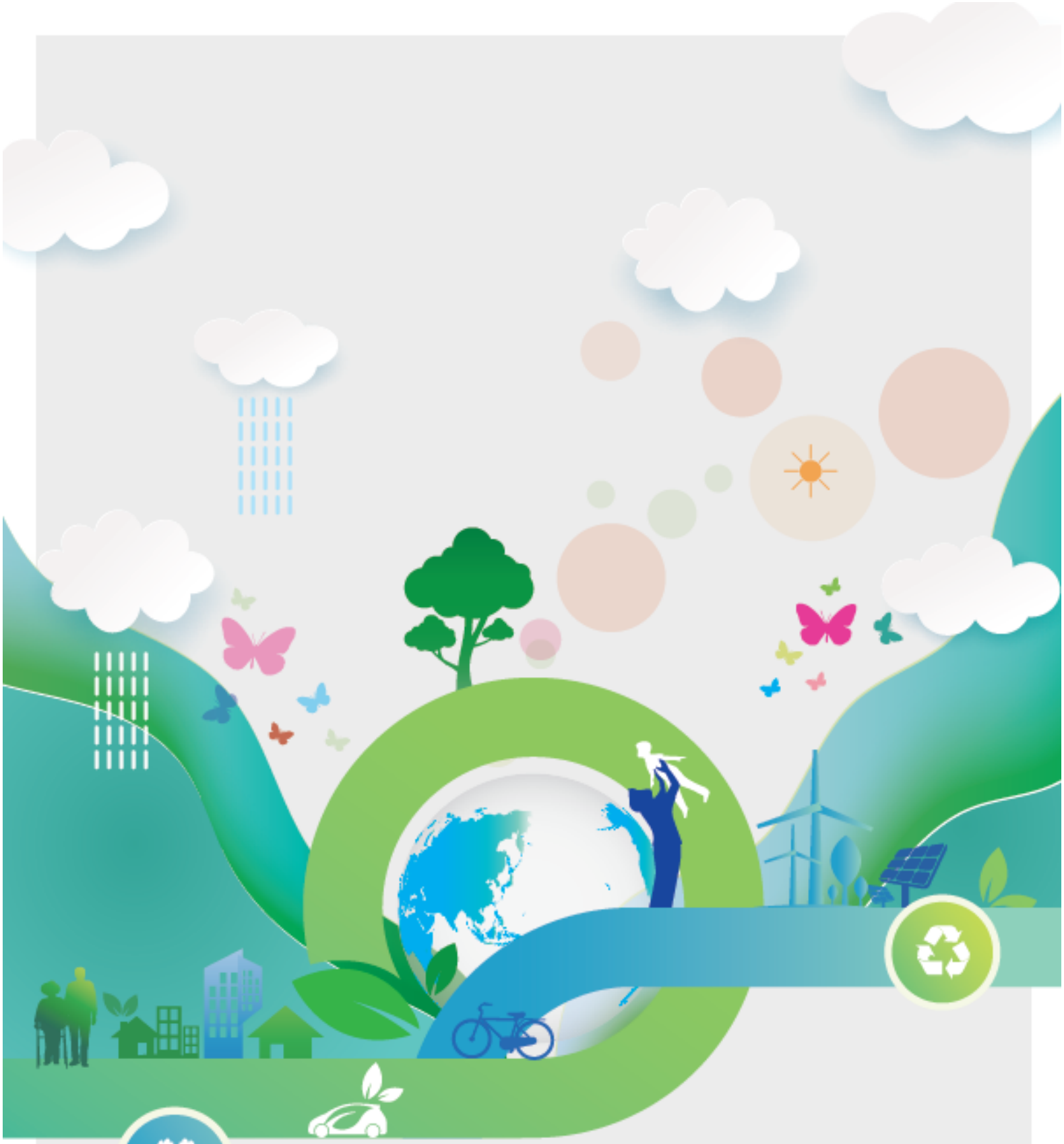

SBI新生銀行グループ 新生信託銀行

年次報告書 2024

2023年4月1日～2024年3月31日

SBI新生銀行グループ 新生信託銀行

名称	新生信託銀行株式会社
英文名称	Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.
設立年月日	1996年11月27日
本店所在地	103-0022　東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル
代表取締役社長	岩井 正貴
営業所	本店のみ
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株主	株式会社SBI新生銀行(保有株式数 100千株、保有割合 100%)
URL	https://www.shinseitrust.com

登録金融機関業務 / 関東財務局長（登金）第22号

日本証券業協会加入

目次

ごあいさつ	1
目指す方向性と基本方針	3
業績概要	5
主要なビジネス	8
組織の状況	13
コンプライアンス	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	18
リスク管理	19
役員の状況	23
財務諸表	24
信託業務の状況	28
営業の状況	30
自己資本の充実の状況（国内基準）	32
報酬等に関する開示	37
索引（法定開示項目一覧）	38

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。計数につきましては、原則として単位未満を切捨ての上、表示しております。
当社で取扱いのない取引および該当のない事項については、本文中または索引（法定開示項目一覧）内に掲載しております。

ごあいさつ

2024年4月1日より代表取締役社長に就任しました岩井正貴です。

皆さまには、平素より新生信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、1996年に日本長期信用銀行（現：SBI新生銀行）の子会社として設立され、資産の流動化・証券化業務の分野を主とする信託銀行として、法人のお取引先を中心にお客さまのニーズに応じた信託機能の提供をしてまいりました。

2017年にはSBI新生銀行と協働で個人のお客さま向けの信託商品（パワートラスト）のご提供を開始致しました。2023年度は更に新商品（パワートラストNeo）を組成・ご提供し、2023年度1年間での累計販売額は600億円を突破いたしました。多くのお客さまにご愛顧いただき誠にありがとうございます。

2021年12月にSBIグループ入りした後は、SBIグループのお客さまへ、SBIグループがもつ豊富な知見やノウハウと当社の信託機能を融合させ、新たなサービスを提供するための取り組みを行っております。その一例として2023年は、デジタル資産に関する官民連携のプロジェクト（Project　Guardian）の実証実験にて当社はステーブルコインの発行者として参加致しました。これは、デジタル化した金銭や債券をブロックチェーン上で取引する次世代の金融サービスの実証実験であり、皆さまの決済・運用手段の可能性を広げうるものと考えております。

今後は、さらなる収益基盤の強化とこれまで準備をしてきた新しいビジネスを実現するフェーズになります。SBIグループの信託機能を担う会社として、より一層幅広いお客さまへ金融サービスを提供できるようサービスの深化・拡充を進めてまいります。

具体的には、金融サービスの深化については、オペレーションを最適化することで個々のお客さまのニーズに柔軟に対応し、付加価値の高いサービスを提供します。

また、サービスの拡充については、お客さまとの接点を拡大しお客様のニーズを的確に把握することで、お客さま視点の信託商品の開発を進めてまいります。SBIグループがもつサービス基盤や最先端のデジタル技術等も活用することでよりお客さまにとって価値がある商品開発を進めていけると確信しております。

他方、サービス拡充で生じるリスクに対する牽制機能についても、一層の強化が必要との認識のもと、2024年4月1日に、組織改正を行いました。具体的には、コンプライアンス・リスク統括部を新設するとともに、企画部に人事総務や財務関連の機能を集約し本部機能の一層の強化を図っております。今後のビジネスの推進・拡大にあたっては、両部が本部機能を発揮することにより、組織戦略の立案や実効性の強化及びリーガル・コンプライアンス面から内部統制の強化を図ってまいります。

当社の親会社であるSBI新生銀行はSBIグループの一員として、「先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループ」を目指すことを中期ビジョンに掲げております。

当社においても、日々先駆的なマインドをもってお客さまや社会の変化に柔軟かつ積極的に対応していくとともに、SBIグループに浸透する「顧客中心主義の徹底」の理念のもと、高い倫理観と専門性に基づき、託された信頼に誠実に応えてまいります。

本紙を通じ、新生信託銀行の「これまで」と「これから」について、一層のご理解を賜れますと幸甚です。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

2024年7月

代表取締役社長　岩井 正貴

目指す方向性と基本方針

目指す方向性

当社は、これまで信託業務を営む特色ある専門信託銀行として、資産の流動化・証券化の分野を中心にお客さまのご要望にお応えした信託サービスの提供を行ってまいりました。設立以来、少数精鋭のコンパクトな組織による高品質なサービス、適切なリスク判定に基づく信託財産受託、複雑な案件の受託に耐えうる柔軟な対応力を磨くことで、多様化するお客さまのニーズにお応えしてまいりました。

2021年12月のSBIグループ入り後は、SBIグループの顧客基盤、知見・ノウハウ、業務領域を活用した新たなビジネスへの取り組みを行っております。

これから先は、当社が長年培ってきた強みに加えSBIグループとの連携を強化することで、信託機能をより幅広いお客さまへ提供していく時期だと考えております。これにより、当社は「次世代のブティック型信託銀行」となることを目指しております。具体的には、高い倫理観や高度な信託業務における専門知識を有する人材という、当社の強みを活かし、お客さまの様々なご要望に対しソリューションを提供していくことに加え、SBIグループのデジタル技術等を活用し、新たな資金調達の実現や投資機会の提供を可能とする、唯一無二の信託銀行をイメージしているものとなります。

目指す姿を実現するための基本方針

当社はSBIグループならびにSBI新生銀行グループの一員として、目指す方向性を実現するため以下を「基本方針」としております。

✓顧客中心主義の徹底

・専門信託としてのサービスの提供を通じて、お客さま・地域及び産業の成長と発展に貢献していく。
・業務プロセスやITシステムの絶えざる改善・改革に努めお客様への付加価値を最大化する。
・高い専門性を駆使して、お客さまのニーズに的確かつ迅速に対応する。

✓専門性を駆使したサービス提供

・お客さまとの取引の拡大を進めることで、スキルを磨き、経験を積み、ソリューション力を高め、その知見やノウハウを基に、顧客サービスの更なる向上に努める。
・専門性の追求と新たな業務分野の開拓を進めるとともに、的確かつ迅速な意思決定を行うことで差別化を図る。

✓内部統制と意思決定

・信託銀行としての社会的責任や公的な使命を果たしていくことを常に目指す。
・法令や社会的な規範を厳格に遵守し、オペレーショナル・リスクを適切に管理しつつ、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく、先駆的なマインドを持って日々挑戦していく。
・業務の正確性・生産性・効率性・機動性を高め、またBCP（事業継続計画）の高度化を図る。

✓人材育成

・人材の多様性や柔軟な働き方を推進し、組織の活性化と効率化を図る。
・定期的な研修実施や社内人事及びSBIグループやSBI新生銀行グループとの人事交流を通じて人材育成に努める。

業績概要

2023年度は、SBIグループがもつ豊富な知見やノウハウと当社の信託機能を融合させることで、グループ内外の価値共創の追求してまいりました。加えて、既存ビジネスの深化と新規ビジネスを通じたサービスの拡充を図ることで、より多くのお客さまへ信託機能をご提供することができました。これらの取り組みは、事業を通じたサステナビリティの実現へ寄与したものとなります。

2023年度の当社における具体的な取り組みと業績については、以下をご参照ください。

2023年度の取り組み

1. グループ内外の価値共創の追求

様々なビジネス分野・顧客基盤を持つSBIグループと連携することにより、当社のビジネスの拡大並びにSBIグループへの価値貢献の実現を目指し取り組みました。具体的な実績は下記のとおりです。

- ✓ 不動産受益権媒介業務の成約
- ✓ 不動産信託の受託
- ✓ 住宅ローン債権流動化案件の受託
- ✓ 顧客分別金信託の受託

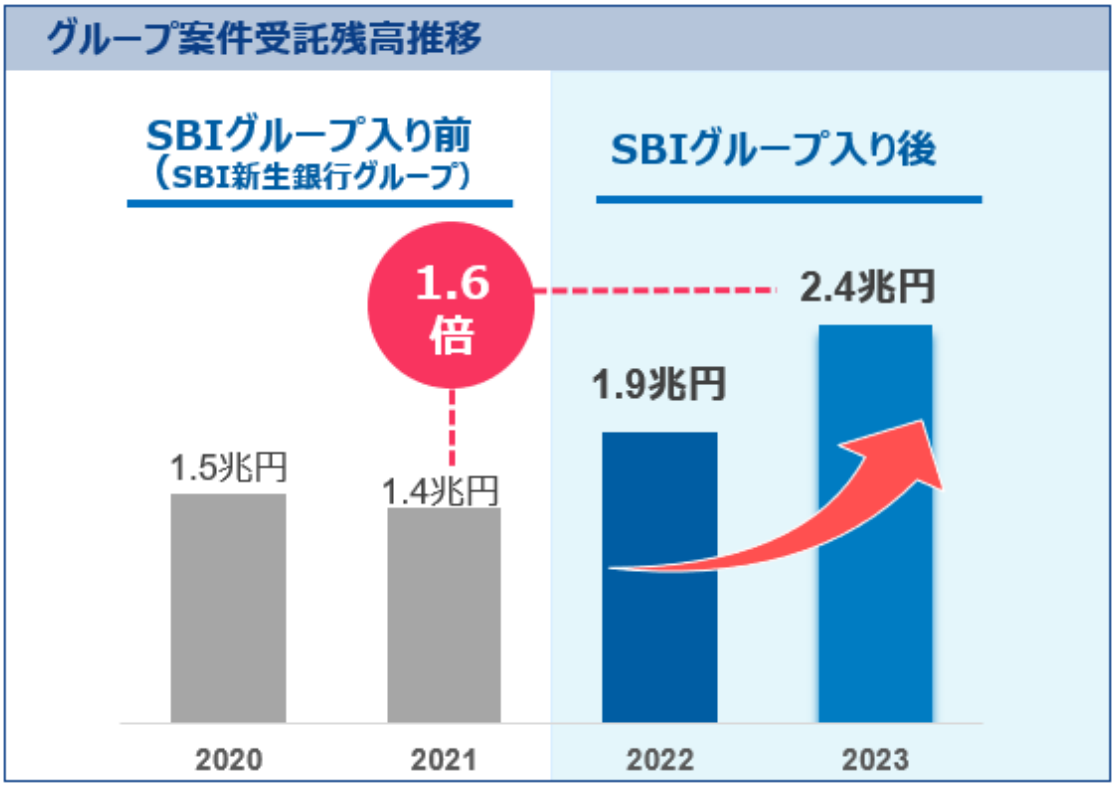

2.強みの深化と拡充

(1)既存ビジネスの強みの深化

- ✓ 当社の主力である不動産ファイナンス、金銭債権の流動化案件の推進
- ✓ 地方銀行への信託機能提供の提案

(2)新商品や新規ビジネスを通じた拡充

- ✓ SBI証券との連携を含む新ビジネスの企画・立案
- ✓ 個人のお客さま向け信託商品である「パワートラストNeo」の販売開始

特に、個人のお客さまへ提供している合同運用指定金銭信託については「パワートラストNeo」を組成の上、SBI新生銀行と共同で提供し、2023年度の販売額は600億円を突破、当社の販売目標を大きく上回る実績となりました。今後もお客さまへ多様な商品を提供するべく、商品の拡充に努めてまいります。

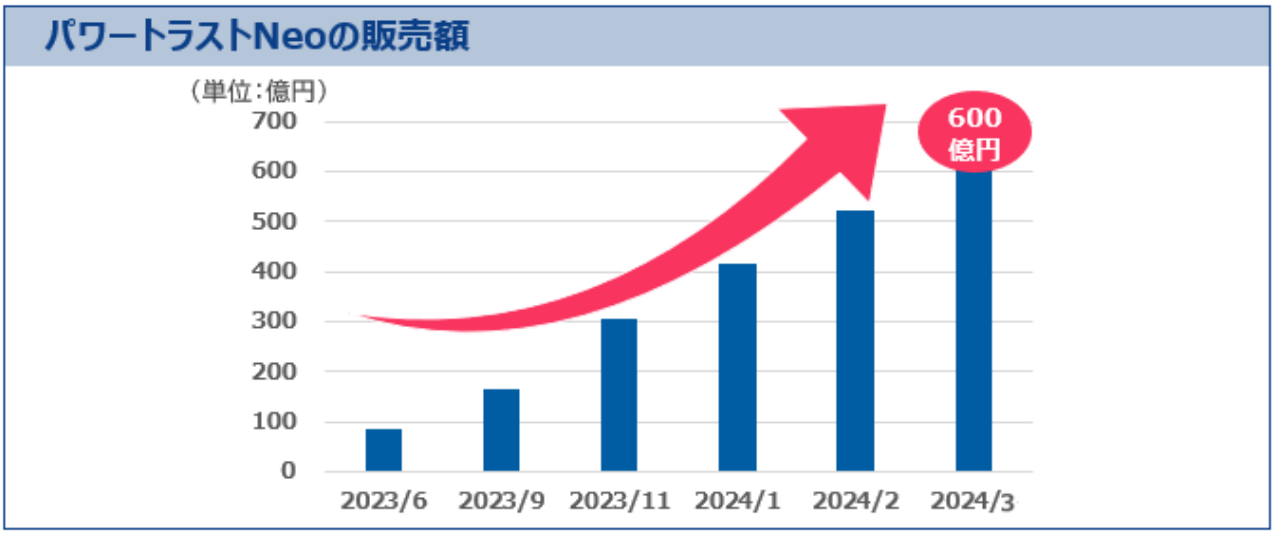

3.事業を通じたサステナビリティの実現

当社は、太陽光設備やヘルスケア施設（老人ホーム）などの信託受託にも注力しており、信託銀行としての社会的責任や公的な使命を果たしてゆくとともに、事業を通じたサステナビリティ実現による成長機会の追求をした結果、６件のヘルスケア関連施設の受託をしました。

上記でご紹介した取り組みはいずれも親会社であるSBI新生銀行グループが掲げる中期ビジョン実現のための基本戦略と平仄をとり進めたものとなります。

【SBI新生銀行グループ中期ビジョン実現のための基本戦略】

1. グループ内外の価値共創の追求
2. 強みの深化とフルラインナップ化
3. 事業を通じたサステナビリティの実現

2023年度の業績

SBIグループとの連携案件の受託や不動産ファイナンスの流動化案件が堅調に推移したことに伴い、業務粗利益は、1,758百万円（前年度対比96百万円増）となりました。

一方、ビジネス規模拡大や新規ビジネス推進のための人員拡充等により営業経費が増加した結果、当期純利益は377百万円（同13百万円減）となりました。

信託財産残高はSBIグループからの信託案件の受託等により、前年度末より5,347億円増となる4兆3,011億円となりました。

業務粗利益（億円）

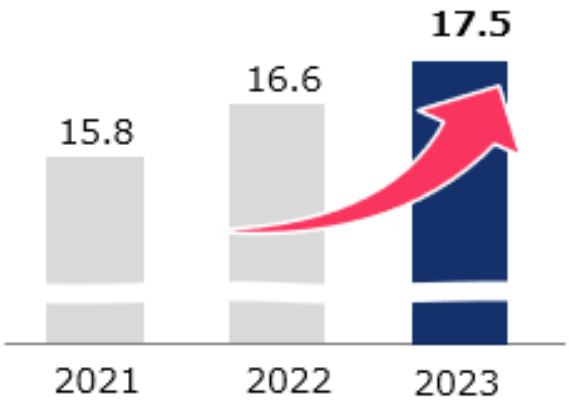

当期純利益（億円）

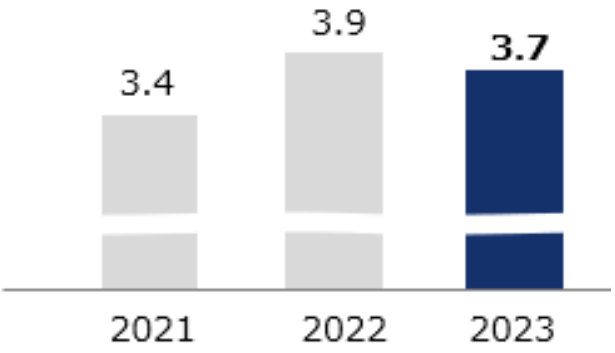

信託残高（兆円）

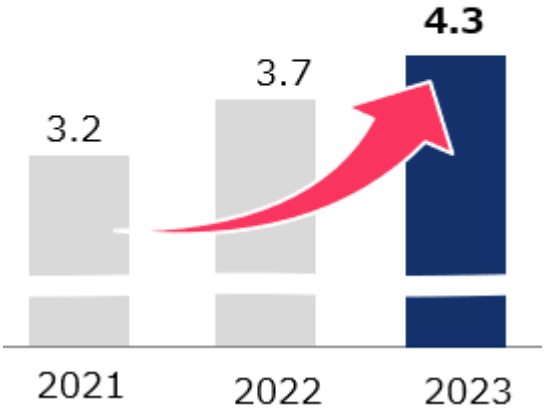

主要なビジネス

法人のお客さま

設立当初から法人向け信託サービスについては、SBI新生銀行のストラクチャードファイナンスへの機能提供に加え、グループ外部からの案件も多く取り組んでおり、幅広いお客さまへ信託サービスを提供しております。当社の役割として、アレンジャーとともにスキームを検討・調整し、オリジネーターや投資家といった関係者の方々に適切な資金調達・資産運用を提供しております。また、SBIグループ内外からの様々な種類の信託財産をお預かりし、受託管理をしております。

資金調達

✓ 金銭債権（住宅ローン債権、リース債権）、及び不動産を保有するお客様の資金調達ニーズにお応えします

資産運用

✓ 多種多様な形でお客さまにとって最適な資産運用のサービスを提供します

バランスシートの改善

✓ 信託スキームにより、不動産や金銭債権などのオフ・バランス効果を実現し、バランスシート改善を希望するお客様のニーズにお応えします

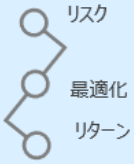

サービス展開

現在、信託機能の深化・拡充のために商品開発や事業拡大についても積極的に取り組んでおります。SBIグループとの協業により新たな商品開発を行うことで、幅広い層お客さまへ信託機能提供をしてまいります。

また、新商品のサービス提供に向けては、地域金融機関との連携を密にすることで、より幅広い層のお客さまへ信託機能の提供を進めてまいります。

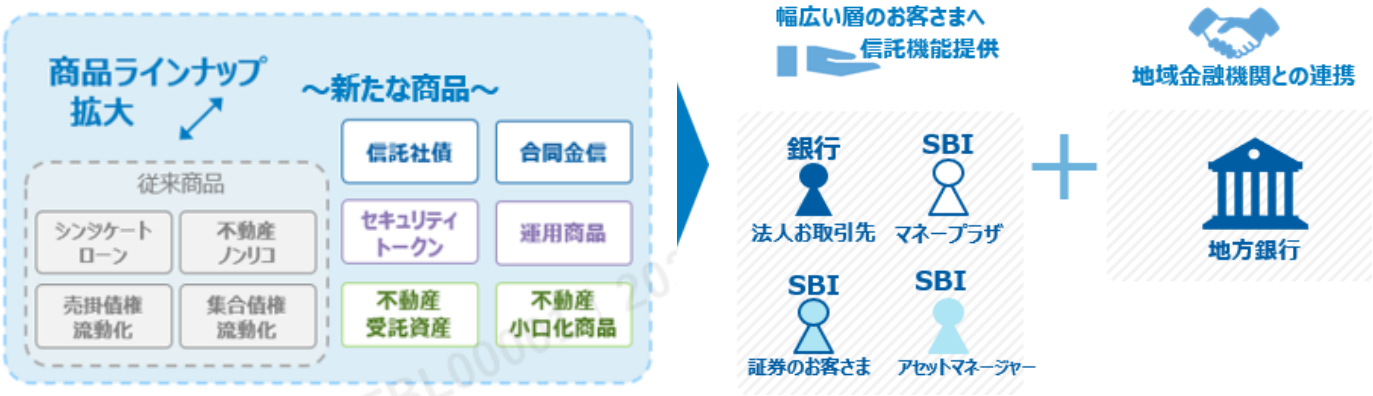

個人のお客さま

合同運用指定金銭信託の組成

「貯蓄から投資へ」の流れが国内金利の上昇を受けて加速し、個人資産の動きも活発化しています。私たち新生信託銀行もこの流れに対応するために、貯蓄から投資へのエントリー商品となる合同運用指定金銭信託のラインナップをSBI新生銀行と共同で拡充し、お客さまへ提供しております。

合同運用指定金銭信託について

✓複数のお客さまから信託された金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同で運用します。

✓予定配当率は明示するものの、信託期間中の運用実績に応じ配当を支払う実績配当型となります。

✓預貯金とは違い、元本及び利益の保証はございません。

合同運用指定金銭信託のイメージ

✓合同運用指定金銭信託商品である「パワートラスト」「パワートラストNeo」は、実績配当型（予定配当率固定）の金銭信託となります。

✓SBI新生銀行を通じお預かりした資金は、信託契約に基づき当社で運用・管理し、安全性と収益性のバランスを重視した運用で安定的な予定配当の実現を目指す商品となります。（商品の詳細については以下のとおりとなります。）

	パワートラストNeo（ソフトバンクグループ）	パワートラスト
受託者	新生信託銀行	
運用対象	単独債権 主にソフトバンクグループ(株)向け貸付債権	集合債権 ショッピングクレジット債権やオートローン債権等金銭債権を裏付とする信託受益権
格付	J-1(JCR) ※短期債務履行の確実性が最も高い	Afc(R&I) ※平均的な信用力がAの債券と同程度
信託期間	1年	6ヵ月・1年・3年
申込単位	50万円以上10万円単位	

当社の歩み

当社は、1996年に日本長期信用銀行（現：SBI新生銀行）の子会社として設立以降、証券化、流動化における信託機能の提供に特化したサービス・ソリューションを提供してまいりました。日本の証券化の初期段階である1990年代後半から先進的な証券化ディールへ取組む信託銀行として、お客さまからの信頼にお応えすることで成長してまいりました。

2000年以降は、証券取引の多様化とそれに伴う信託取引に対するお客さまのニーズ拡大に応じ、新たな証券化ディールへも積極的に取り組んでまいりました。

2010年以降は、新生銀行（現：SBI新生銀行）含むグループ会社に対し資金調達にかかる信託機能を提供することでグループファイナンスの下支えを行ってまいりました。

2021年にSBIグループに入って以降は、SBIグループがもつ幅広い層のお客さまへ信託機能を提供することやデジタル技術等を活用した次世代の信託機能の新たな可能性を模索してまいりました。2023年以降もSBIグループの信託機能を担う会社として、より一層幅広いお客さまへ金融サービスを提供できるようサービスの深化・拡充を進めてまりいます。

設立当時～1990年代後半

- ✓ 設立以降、証券化、流動化における信託機能の提供に特化したサービス・ソリューションを提供
- ✓ 日本の証券化の初期段階である1990年代後半から先進的な証券化ディールへ取り組む

2000年以降～

- ✓ 証券化取引の多様化とそれに伴う信託取引に対するニーズの拡大に応じ、新たな証券化ディールへ取組む
- ✓ 2003 年～主にノンリコースローンの担保不動産を対象とした不動産信託業務を開始
- ✓ 2009 年～不動産信託受益権を対象とした仲介業務を開始

2010年以降～

- ✓ 新生銀行（現：SBI新生銀行）含むグループ会社に対し、資金調達に係る信託機能を提供
- ✓ 2017 年～合同運用指定金銭信託の機能、財務代理人業務の提供開始

2020年以降～

- ✓ 2020年 SBI新生銀行グループ当時
  - ✓ 上場有価証券を用いた資金調達案件の受託（有価証券信託）
  - ✓ サステナビリティ案件への注力（太陽光設備の動産信託、ヘルスケア施設の不動産信託・CMBS・受益権媒介）
- ✓ 2021年以降（SBIグループ入り後）
  - ✓ SBIグループ各社との連携を強化し、不動産信託や投資用マンションローン流動化案件の受託を実施。

2023年

- ✓ SBIグループの技術を活用した次世代の信託機能の検討（デジタル資産に関する官民連携プロジェクトへの参加）
- ✓ 地方金融機関との連携を強化するための取り組みを実施
- ✓ サスティナビリティ案件の継続的な実施

受託実績

当社は、設立から今日までの間、証券化取引の多様化とこれに伴う信託取引のニーズ拡大等、その時々の経済環境の変化に応じて、サービスラインナップの拡充を図ってきました。2017年度より合同運用指定金銭信託の募集を開始し、個人向けの資産管理運用型信託の分野にも進出しました。

以下のとおり当社がこれまでに手掛けてきた案件の一部をご紹介します。**※はサステナビリティ案件**

1．事業法人等の資金調達

- ✓ SBI新生銀行との連携案件（取引先事業法人の資金調達とオフバランスを目指した売掛債権の流動化 ）
- ✓ 信託勘定で有価証券レポ取引（General Collateral trade）により資金調達を行うプログラム
- ✓ 大口融資先や航空機ファイナンス等で信託を活用したディストリビューション案件の受託
- ✓ リース会社の支払承諾債権を信託勘定向けローンにて購入することで事業会社のキャッシュコンバージョンサイクルを改善する信託
- ✓ 海外航空会社向け航空機リース料債権を背景とした円建て信用力補完型信託
- ✓ 地方自動車ディーラーの自社割賦を信託して信託勘定向けローンでの資金調達を可能にする信託
- ✓ SBI新生銀行と再エネ・インフラ投資会社が共同委託者となり設定した信託勘定において、再生可能エネルギー事業へのメザニン融資を包括的に行う信託受託 （※）
- ✓ バイオマスガス発電事業へのノンリコースローンを行う信託（※）
- ✓ 外資系スポンサーの太陽光発電事業にファイナンスを行うプロジェクトボンド信託（※）
- ✓ 海外投資家が保有する国内上場株式有価証券を信託して、経済的価値の信託受益権を投資家が保有し二社間でTRS契約を締結することで海外投資家の資金効率化を図る信託

2．信託機能の提供による投資ニーズへの対応

- ✓ 外国債券（CLO等）を信託勘定で購入し、信託ABLでの投資を可能にする信託
- ✓ 住宅金融支援機構の証券化支援事業（保証型）に基づく受益権投資プログラム
- ✓ 開発型不動産や海外投資家の大型不動産プールにローンを実行し、事後的にシンジケーションを可能とする信託
- ✓ 米国法を準拠法とする売掛債権を信託勘定で購入し、国内投資家が投資できるようにする信託
- ✓ 海外プロジェクトファイナンス向け保証信託

3．M&A案件

- ✓ 海外REIT買収案件にかかる大型ファイナンス案件のシンジケーションに対する信託社債を含む特金信託
- ✓ 大型M&Aにおける資金調達サポートを目的とした金銭の信託の信託勘定から優先株式へ投資する信託
- ✓ LBOにかかる劣後ローンを信託勘定から実行して、投資家は信託受益権あるいは信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
- ✓ 開発型不動産や海外投資家の大型不動産プールにローンを実行し、事後的にシンジケーションを可能とする信託

4．動産、不動産の信託

- ✓ ホテル、老人ホーム等のオペレーショナルアセットの不動産信託
- ✓ 事業法人によるキューブ型ホテルオペレーターとのJVによる開発案件に対する不動産信託
- ✓ 介護付有料老人ホームの不動産信託 （※）
- ✓ 太陽光設備動産信託 （※）

5．信託受益権の媒介

- ✓ リゾートホテル、ビジネスホテル、オフィスビル、商業施設等を裏付資産とする不動産信託受益権の媒介業務
- ✓ 介護付有料老人ホームの不動産信託受益権の媒介 （※）

6．財務代理人業務

- ✓ 複数のヘルスケアアセットを保有する特定目的会社の発行する社債を購入する金銭信託及びその社債の財務代理人業務受託（※）

組織の状況

2024年4月以降、新たなビジネスの推進をスピードと安定性を備えつつ進められる体制へと変更致しました。これにより、社会的責任を果たすための内部統制強化や企画および財務戦略機能の強化を図る体制へとなっております。組織図については、以下のとおりとなります。

組織図

2024年7月1日時点

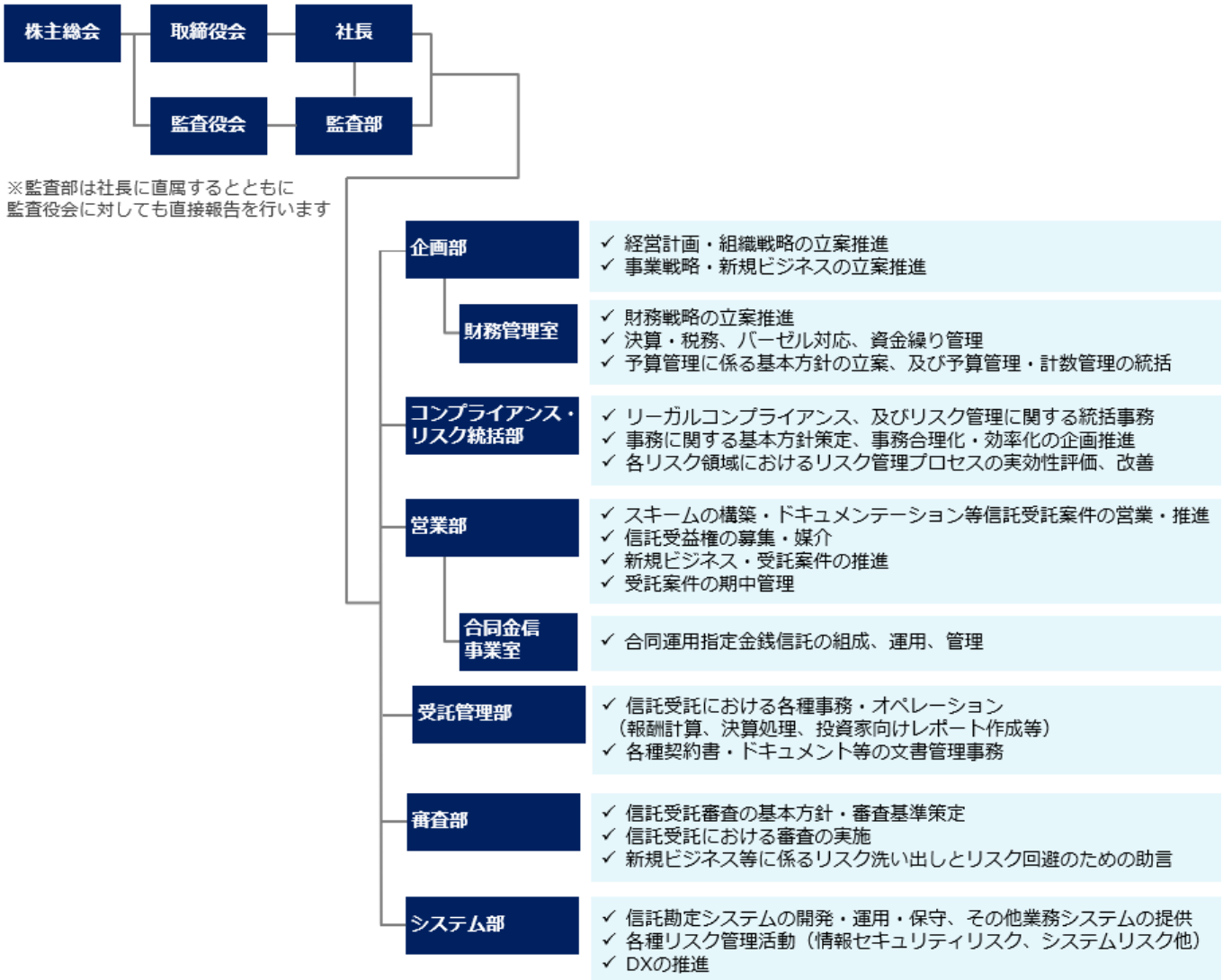

コンプライアンス

1．法令等遵守

コンプライアンスは当社の重要な経営課題であるとの認識から、当社ではコンプライアンス態勢の強化および高度化に向け不断の取り組みを行っています。この一環として、当社はSBIグループ・コンプライアンス行動規範およびSBI新生銀行グループ行動憲章を遵守し、コンプライアンス関連諸規程の社内周知と浸透を通じて、コンプライアンス態勢の一層の充実を図っております。

また、当社ではコンプライアンス活動の適切な運営のために、次の通りコンプライアンス体制を組み、権限と責任を定めております。

(1) コンプライアンス委員会の設置

常勤取締役、常勤監査役を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、当社内で発生するコンプライアンス関連事項について、報告、具体的な議論、決議を行っています。オブザーバーを監査部ならびに親会社であるSBI新生銀行のグループ経営企画部及びグループ法務・コンプライアンス統括部から招集し、第３線からの牽制の確保ならびにグループ一体となったコンプライアンス体制の構築に努めております。

(2) コンプライアンス責任者およびコンプライアンス管理者の設置

社内各部にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス管理者を設置しています。コンプライアンス管理者は、各部役職員に対するコンプライアンス指導や各部のコンプライアンス案件の判断および各部コンプライアンス状況のモニタリングや活動報告書の作成等を通じて、社内のコンプライアンス意識の浸透に重要な役割を担っております。

(3) コンプライアンスオフィサーの設置

コンプライアンス・リスク統括部内にコンプライアンスオフィサーを設置し、各部から寄せられたコンプライアンス案件の対応や各部のコンプライアンス状況のモニタリング及び指導の実施を通じて、業務運営に係る法令諸規則等の周知徹底の支援を行う役割を設けております。

(4) チェック機能の設置

監査部を各部のコンプライアンス状況およびコンプライアンス態勢の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。

(5) コンプライアンス・ホットライン制度の導入

当社の役職員等が、法令等の違反、あるいはその疑いのある事実を通報できるシステムを構築しています。通報を行ったことを理由に通報者に対して不利益な扱いを行うことは禁止されており、また社外の通報受付窓口を通じた通報を可能にするなど、実効性ある体制構築に努めております。

2．内部統制

コンプライアンスを遵守し、お客さまに適切なサービスを提供し続けるためには、当社のビジネスリスクに根差した内部統制の構築・維持・強化が不可欠となります。当社は、PDCAを通じて内部統制をより強固なものにしていくため、不断の取り組みを行っております。詳細については以下をご参照ください。

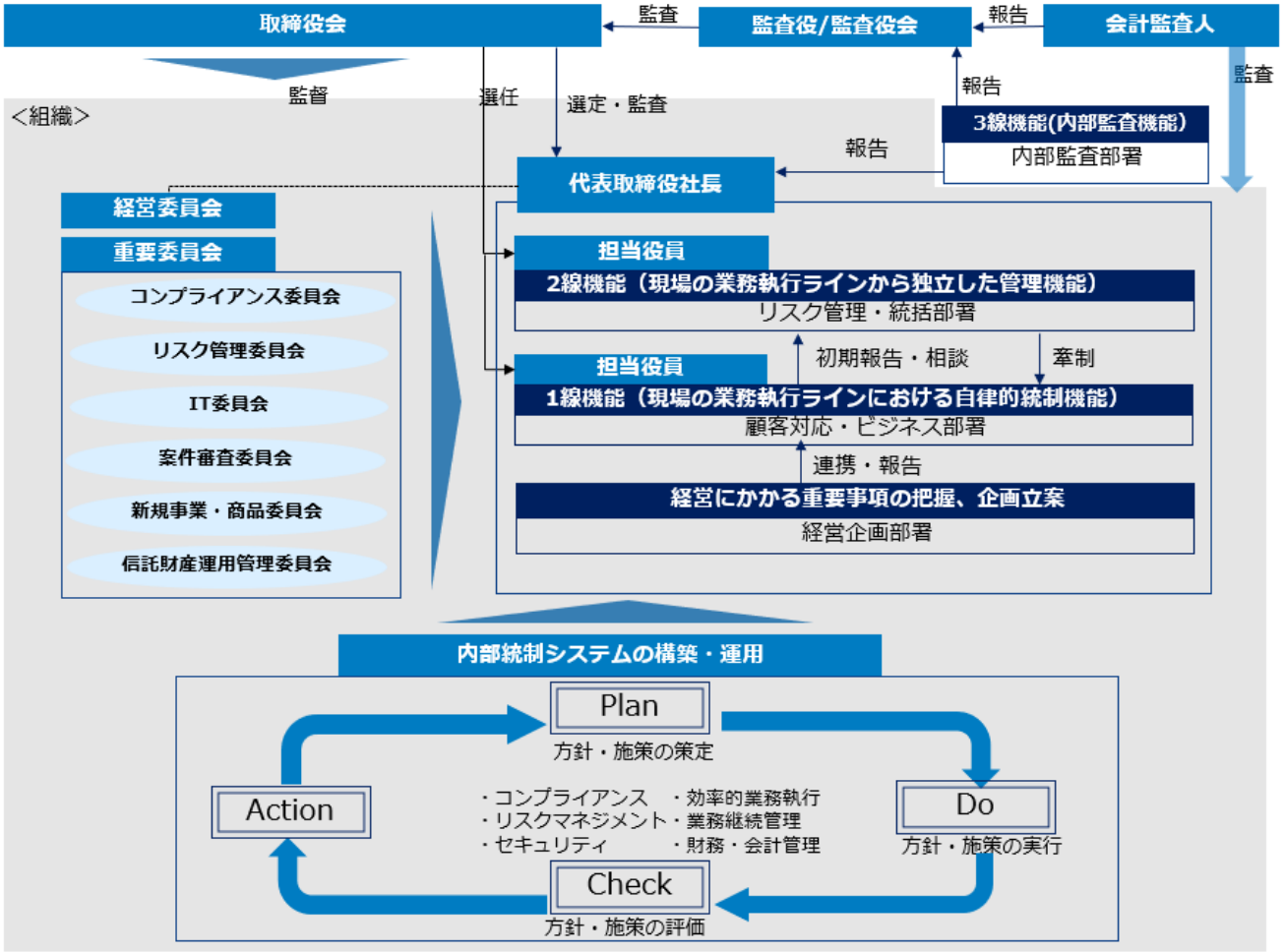

重要委員会の役割

内部統制を構築・遂行していくための重要委員会を社内規程で定めております。社内規程は、取締役会・経営委員会にて、当社マネジメントの議論のもとで制定されます。以下に当社の重要員会の概要を記載致します。※コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、及びIT委員会については20頁、案件審査委員会については22頁をご参照ください。

新規事業・商品委員会

新規事業・商品の戦略に関する影響、収益性及びそれに付随するリスク等を事前に検討しその可否を取締役会に諮ります。

信託財産運用管理委員会

信託財産の運用状況を的確に把握し、適正な信託財産運用管理態勢の整備、確立を進めております。

組織の牽制機能

内部監査部門（3線機能）

監査部は、当社の業務ラインから独立した立場にあり、各部のコンプライアンス状況およびコンプライアンス体制の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。

リスク管理・統括部門（2線機能）

当社におけるリーガル・コンプライアンス・リスク管理全般を統括し現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能（「1線機能」）を牽制する役割を担っております。

経営企画部門

経営の健全性及び適切性を確保するために経営全般にかかる重要事項を把握し、組織の牽制機能の実効性を一層強化にする役割を担っております。

３．各種方針

(1) お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

当社は、SBI新生銀行グループの一員として、お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営の実践に向け、以下原則に基づき「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しております。

① お客さま本位の業務運営に係る方針の策定・公表等

② お客さまの最善の利益の追求

③ 利益相反の適切な管理

④ 手数料等の明確化

⑤ 重要な情報の分かりやすい提供

⑥ お客さまにふさわしいサービスの提供

⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

これらの原則の実践に誠実に取り組みます。また、その取組状況は、当社ホームページにて公表しております。

(2) 個人情報保護方針

当社は、「個人情報保護の基本方針」を定め、同方針に則って適切な個人情報保護に努めます。

(3) 勧誘方針

当社は、「金融商品勧誘方針」を定め、金融商品の販売等に際しては同方針を遵守します。

(4) 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益が利益相反取引によって不当に害されることのないよう「利益相反管理ポリシー」を定め、業務に関する情報を適切に管理する体制を整備しております。

(5)反社会的勢力との関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言します。万が一、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合、当社は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的に対応します。

（６）マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

当社は、「SBI新生銀行グループマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる有効性を検証し、不断の見直しを行うことでマネー・ローンダリング等防止態勢の強化に努めてまいります。

（７） 指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

機関名称	一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人信託協会
対象業務	銀行業務および登録金融機関業務	信託業務および登録金融機関業務 （信託受益権売買等業務）
連絡先	全国銀行協会相談室 0570-017109 03-5252-3772	信託相談所 0120-817335（フリーダイヤル） 03-6206-3988（携帯電話の場合）
受付日時	月曜日～金曜日 （祝日および銀行の休業日を除く） 9：00～17：00	月曜日～金曜日 （祝日などの銀行の休業日を除く） 9:00～17:15

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当社は、専門信託銀行として、資産の流動化・証券化の分野を中心とした信託サービスの提供を行っており、融資業務を行っておりません。

しかしながら、中小企業者等からご相談やご要望があった際は、受託者として受益者の意向も踏まえつつ真摯に対応していくように努めております。

また、当社は全国各地の不動産案件の受託や事業者の資金調達・投資ニーズへの対応を行うとともに、地域金融機関との連携を通じて各地域のニーズを把握し必要なサービスを提供していくことにより、地域の活性化への貢献を果たしてまいります。

リスク管理

当社におきましては、経営の健全性･安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識及びリスクマネジメントに関する基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めております。

当社は、信託業務を営む特色ある専門信託銀行であることから、市場リスク・信用リスクのリスクテイクによるリターンの獲得を目的としておらず、流動性リスクにおいても保守的な管理を行っております。

一方で、当社のビジネスにおいては、専門的なサービスや高品質な事務サービスの提供が不可欠となることから、オペレーショナル・リスク、特に事務リスクを最大限注意を払うべきリスクとして識別しております。これらのリスクに適切に対応すべく「オペレーショナル・リスク管理規程」を策定し、リスクの体系的な管理に取り組んでおります。これらのリスクは、リスク管理担当役員のもと、コンプライアンス・リスク統括部が適切な管理を行っております。さらに、リスク管理委員会にて、マネジメントと共有・議論を行っております。

また、信託の受託者として、忠実義務や善管注意義務等の各種責務を果たし、信託銀行としての社会的役割を全うするため、個別案件受託時における厳格な審査体制を構築しております。

全社的なリスク管理体制についての詳細や取り組みについては、「1.リスク管理体制」及び「2.事務リスク低減に向けた取り組み」を、個別案件の受託時の審査については「3.個別受託案件の審査態勢」をご参照ください。

１．リスク管理体制

当社では、リスクの把握、評価、報告、対応策の策定という一連の管理プロセスを、適切かつ効果的に実現するため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会には、当社の業務運営上の諸リスクが報告されるだけでなく、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、ＩＴ委員会において協議・報告されたリスク管理に関する事項についても報告が行われることとなっております。報告されたリスク事項の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングが行われるほか、業務継続体制の整備を推進するための全社的な協議、調整も行っております。

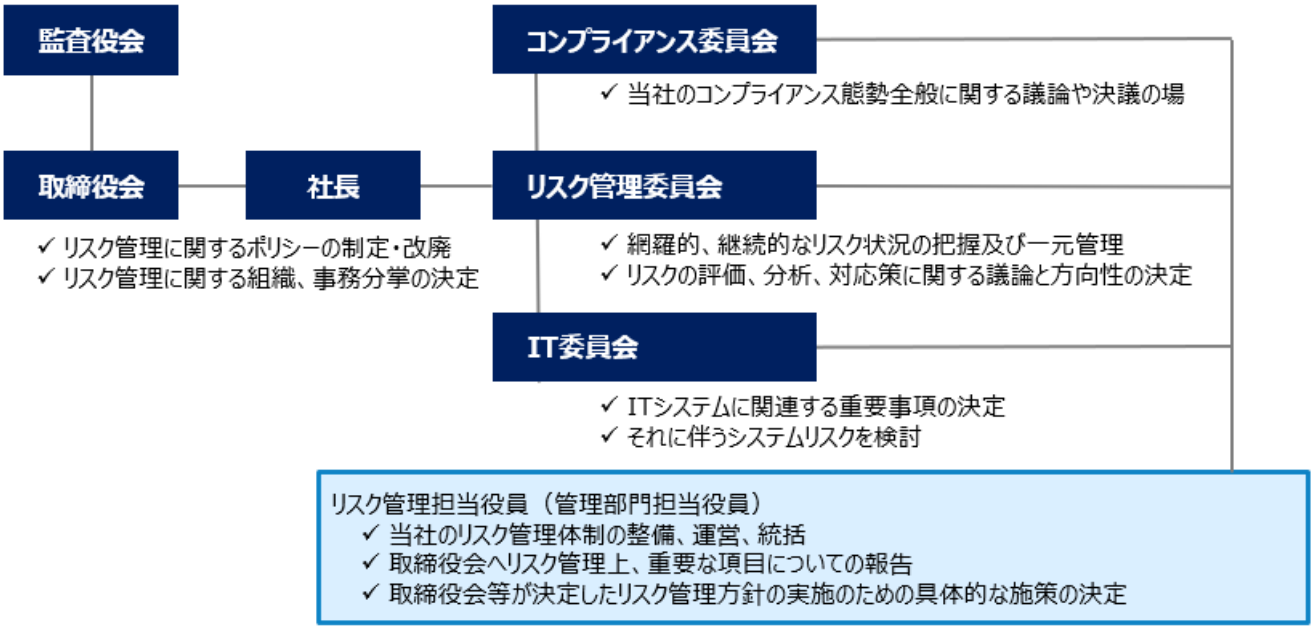

2．事務リスク低減にむけた取り組み

事務リスクは発生する可能性を完全に排除することが難しい反面、顕在化した場合、その影響範囲が広く、多額の損失に繋がりうるリスクです。

そのため、全体の状況を俯瞰し管理することはもちろんのこと、当社では特に事務リスクへ重点を置いて、事故発生の未然防止を第一に取り組んでいます。万が一事故が発生してしまった際には迅速かつ誠実な対応を心掛けるとともに、再発防止のための取り組みの徹底を行っております。業務フローの見直しや過去に発生した事務事故等の分析の徹底により、リスクを最大限に逓減するべく、業務効率化プロジェクトチーム及び事務事故真因分析プロジェクトチームを立ち上げ取り組みを行っております。

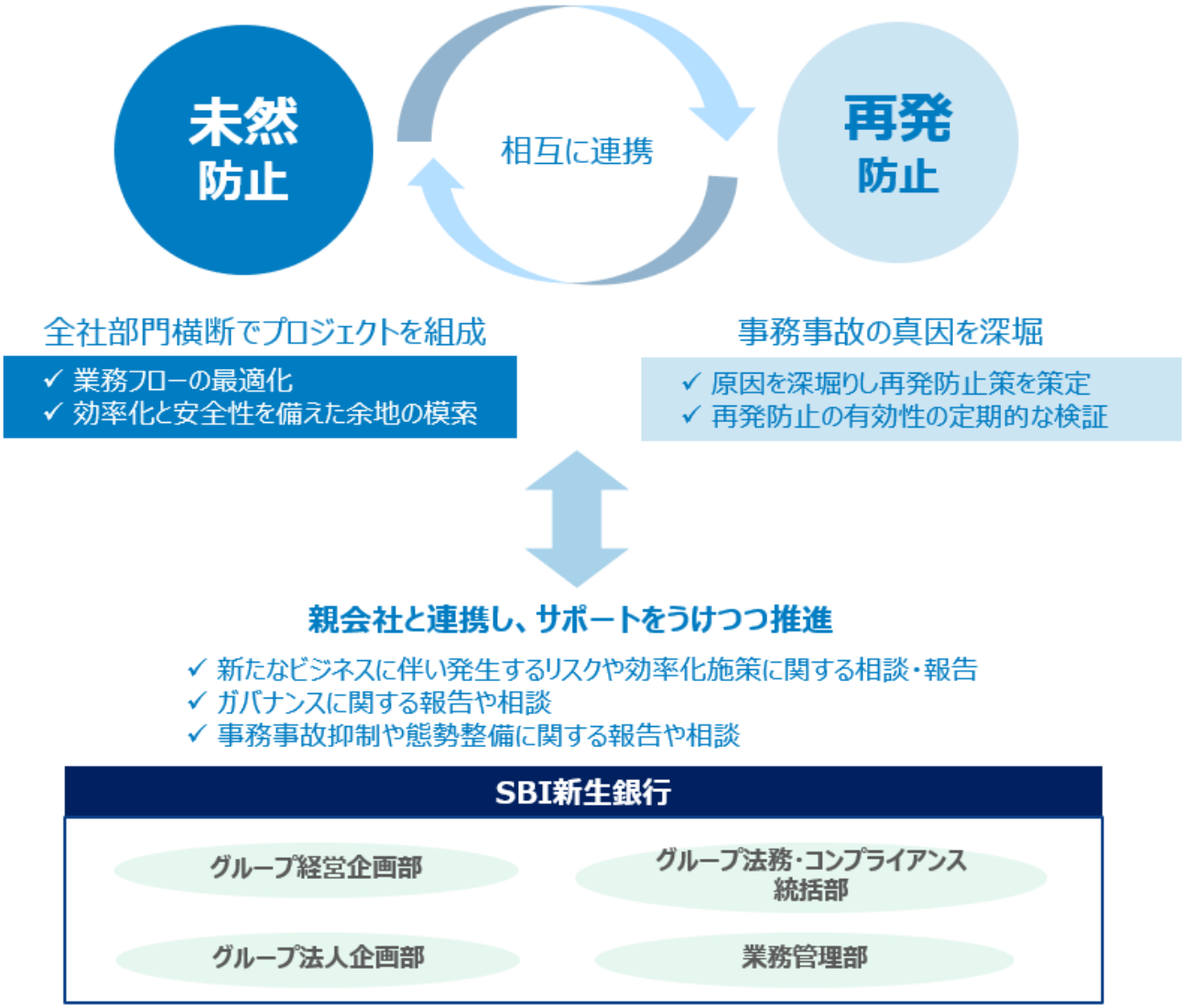

3. 個別受託案件の審査態勢

当社では、個別案件受託時における審査態勢を以下のとおり構築しております。

（1）審査体制

当社では、個別案件の受託にあたり、案件審査委員会による審議を行っております。同委員会は、審査部が主管し審査部長が議長をつとめる社長の諮問機関であるとともに、審査担当役員が拒否権を持つことにより、審査部門による牽制機能の実効性を高めております。審査担当役員の拒否権が発動された場合は、当該案件を取締役会へ再付議することを可能としており、社外取締役や監査役の意見も踏まえ受託可否等の検討を行う態勢としております。

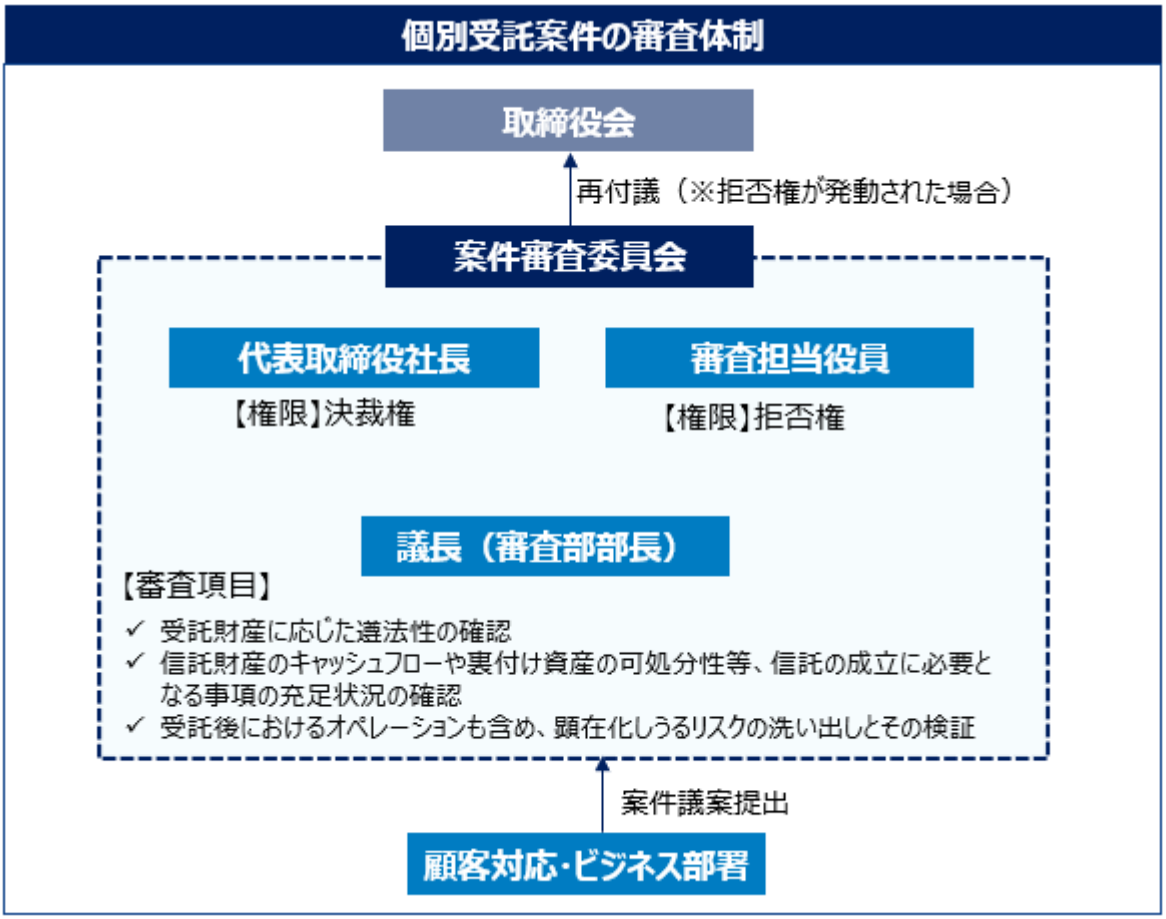

（2）当社の審査の特徴

- ✓ 各種資格保有者の見識と確かな経験に基づく適切な審査の実施
- ✓ 顧客対応部署との密な連携を通じて社会的ニーズの把握に努め、新たに発生するリスクを予見することで速やかに対応できる態勢を構築
- ✓ 属人化を排除するためのマニュアル化や担当業務ローテーションを通じた審査業務安定性の構築

役員の状況

役員の状況（2024年7月現在）

役職名	氏名	担当
代表取締役社長	岩井　正貴	全体統轄、企画部
取締役	城野　雅信	コンプライアンス・リスク統括部、審査部、システム部
取締役	岩本　康宏	営業部、受託管理部
取締役（非常勤）	平田　真二	
監査役	下村　大作	
監査役（非常勤）	村上　嘉奈子	
監査役（非常勤）	朝比　規夫	

※下村監査役、村上監査役は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況（2024年3月末）

従業員数	うち男性	うち女性	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
75人	33人	42人	45歳0ケ月	6年11ヶ月	473千円

※「平均給与月額」は、3月の定例給与及び時間外手当を合計した平均給与月額です。

財務諸表

当社の2024年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、2024年5月8日付の監査報告書を受領しております。
本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2023年3月期	2024年3月期	科目	2023年3月期	2024年3月期
（資産の部）			（負債の部）		
現金預け金	10,680	9,596	その他負債	1,745	332
預け金	10,680	9,596	未払法人税等	75	37
その他資産	267	328	未払金	67	86
前払費用	16	17	未払費用	39	42
未収収益	141	186	前受収益	81	88
未収入金	25	41	預り金	1,415	22
その他の資産	82	83	資産除去債務	38	38
有形固定資産	9	9	その他の負債	28	14
建物	7	6	賞与引当金	124	129
その他の有形固定資産	2	3			
無形固定資産	11	8	負債の部合計	1,870	461
ソフトウェア	11	8			
繰延税金資産	92	86	（純資産の部）		
			資本金	5,000	5,000
			利益剰余金	4,190	4,567
			利益準備金	1,630	1,630
			その他利益剰余金	2,560	2,937
			繰越利益剰余金	2,560	2,937
			株主資本合計	9,190	9,567
			純資産の部合計	9,190	9,567
資産の部合計	11,060	10,029	負債及び純資産の部合計	11,060	10,029

損益計算書

（単位：百万円）

科目	2023年3月期	2024年3月期
経常収益	1,749	1,894
信託報酬	1,616	1,676
資金運用収益	6	6
預け金利息	6	6
その他の受入利息	―	0
役務取引等収益	125	210
その他の役務収益	125	210
その他業務収益	0	0
外国為替売買益	0	0
その他経常収益	0	―
その他の経常収益	0	―
経常費用	1,184	1,365
資金調達費用	0	―
その他の支払利息	0	―
役務取引等費用	87	136
支払為替手数料	1	1
その他の役務費用	85	134
営業経費	1,097	1,229
経常利益	564	528
特別損失	―	0
固定資産処分損	―	0
税引前当期純利益	564	528
法人税、住民税及び事業税	188	145
法人税等調整額	△ 14	5
法人税等合計	173	150
当期純利益	390	377

株主資本等変動計算書

2023年3月期　（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	5,000	1,630	2,169	3,799	8,799	8,799
当期変動額						
当期純利益			390	390	390	390
当期変動額合計	－	－	390	390	390	390
当期末残高	5,000	1,630	2,560	4,190	9,190	9,190

2024年3月期　（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	5,000	1,630	2,560	4,190	9,190	9,190
当期変動額						
当期純利益			377	377	377	377
当期変動額合計	－	－	377	377	377	377
当期末残高	5,000	1,630	2,937	4,567	9,567	9,567

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	2023年3月期	2024年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	564	528
減価償却費	3	4
固定資産処分損	―	0
賞与引当金の増減額（△は減少）	6	5
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 10	―
資金運用収益	△ 6	△ 6
資金調達費用	0	―
為替差損益（△は益）	△ 0	△ 0
預り金の純増減（△）	△ 325	△ 1,392
資金運用による収入	6	6
資金調達による支出	△ 0	―
その他	73	△ 48
小計	311	△ 903
法人税等の支払額	△ 207	△ 178
営業活動によるキャッシュ・フロー	**104**	**△ 1,082**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	―	△ 2
無形固定資産の取得による支出	△ 12	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 12**	**△ 2**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	**―**	**―**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**0**	**0**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**91**	**△ 1,084**
現金及び現金同等物の期首残高	**10,589**	**10,680**
現金及び現金同等物の期末残高	**10,680**	**9,596**

（2024年3月期）

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　8年から18年

その他の有形固定資産　4年から20年

なお、一括償却資産については3年の均等償却を採用しております。

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、信託契約締結サービスの対価として受領する信託報酬については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものとして収益を認識しております。

また、信託契約締結後の期中管理サービスの対価として受領する信託報酬については、サービスの提供期間にわたり履行義務が充足されるため、信託契約にて定める計算期間に応じて収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものであります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、その他の資産のうち、35百万円を供託しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額　43百万円
3. 関係会社に対する金銭債権総額　306百万円
4. 関係会社に対する金銭債務総額　63百万円
5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額　0百万円

信託報酬及び役務取引等に係る収益総額　316百万円

関係会社との取引による費用

役務取引等に係る費用総額　42百万円

その他の取引に係る費用総額　95百万円

2. 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

（1）親会社

（単位:百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	株式会社SBI新生銀行	被所有 直接 100%	信託業務取引の受託	信託報酬及び手数料（注1）	316	未収収益 未収入金 前受収益	0 1 5

（注）1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（2）兄弟会社等

重要なものはありません。

（3）役員及びその近親者

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	―	―	100	―
合計	100	―	―	100	―

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金預け金と同額であります。

注記事項（続き）

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資産の流動化に関する信託及び特定金外信託を主たる業務としております。資金運用については、当社の流動性リスク管理基準、市場リスク及び信用リスク管理基準に基づき、信用リスクが低く、流動性の高い運用に徹するものとし、短期的な預け金運用を中心に行っております。資金調達については、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などは行っていないため必要としておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預け金であり、預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。

金融負債は主として預り金であります。これは主に合同運用指定金銭信託事業について、信託設定前における申込金の引落額を一時的に銀行勘定で預かり受けたことによるものです。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンの獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、クレジットラインを設定し、特定先への過度の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、信用リスクと同様に市場リスクについても、当該リスク・テイクによるリターンの獲得をビジネスの目的としておらず、保守的な運用に徹する方針を採っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、実績をリスク管理委員会に報告するほか、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社SBI新生銀行からの当座貸越枠を確保しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

現金預け金、その他資産・負債のうち金融商品に該当するものは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。その他に時価評価の対象となる資産・負債の保有はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
賞与引当金	39	百万円
前受収益	24	
資産除去債務	11	
未払事業税	8	
その他	14	
繰延税金資産小計	99	
評価性引当額	△ 12	
繰延税金資産合計	86	
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	
繰延税金資産の純額	86	百万円

当社は、当社の親会社であるSBI新生銀行を通算親会社とする、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	95,671 円 60 銭
1株当たりの当期純利益金額	3,771 円 46 銭

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の2024年3月期（2023年4月1日～2024年3月31日）に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。また、監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしました。

2024年7月1日　　代表取締役社長　岩井正貴

信託業務の状況

信託財産残高表

（単位：百万円）

科目	2023年3月期	2024年3月期	科目	2023年3月期	2024年3月期
（資産）			（負債）		
貸出金	404,502	400,692	指定金銭信託	73,314	166,114
有価証券	1,250,118	1,456,528	特定金銭信託	14,714	14,724
金銭債権	1,149,459	1,165,186	金銭信託以外の金銭の信託	2,126,308	2,675,260
有形固定資産	356,985	320,258	有価証券の信託	66,984	44,814
無形固定資産	2,594	2,530	金銭債権の信託	391,673	524,195
その他債権	11,358	10,245	動産の信託	12,402	11,492
現金預け金	591,353	945,687	土地及びその定着物の信託	357,723	320,366
			包括信託	723,250	544,161
合計	3,766,373	4,301,129	合計	3,766,373	4,301,129

（注）　1. 共同信託他社管理財産については該当ありません。
　　2. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）については取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
1年未満	3,794	22,020
1年以上2年未満	7,783	42,980
2年以上5年未満	14,310	12,486
5年以上	0	1
その他のもの	－	－
合計	25,888	77,487

（注）　貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る有価証券の種類別運用残高

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
国債	－	－
地方債	－	－
社債	－	－
その他の証券	14,713	14,713
合計	14,713	14,713

（注）　年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

（単位：百万円、かっこ内は構成比）

		2023年3月期	2024年3月期
証書貸付	金額 （構成比）	73,151 （100.0%）	103,648 （100.0%）
手形貸付	金額 （構成比）	－ （－%）	－ （－%）
割引手形	金額 （構成比）	－ （－%）	－ （－%）
合計	金額 （構成比）	73,151 （100.0%）	103,648 （100.0%）

（注）　信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等に係る貸出金残高です。
　　貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出　の各表も同様です。

金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
1年以下	10,398	36,591
1年超3年以下	6,869	32,811
3年超5年以下	8,620	8,084
5年超7年以下	－	－
7年超	47,263	26,161
合計	73,151	103,648

金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
有価証券	－	－
債権	－	－
商品	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小計	－	－
保証	－	－
信用	73,151	103,648
合計	73,151	103,648
（うち劣後特約貸出金）	（－）	（－）

金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、かっこ内は構成比）

		2023年3月期	2024年3月期
金融・保険業	金額	73,151	103,648
	（構成比）	（100.0%）	（100.0%）
不動産業	金額	－	－
	（構成比）	（－%）	（－%）
各種サービス業	金額	－	－
	（構成比）	（－%）	（－%）
地方公共団体	金額	－	－
	（構成比）	（－%）	（－%）
その他	金額	－	－
	（構成比）	（－%）	（－%）
合計	金額	73,151	103,648
	（構成比）	（100.0%）	（100.0%）

金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
設備資金	－	－
運転資金	73,151	103,648
合計	73,151	103,648

金銭信託等に係る中小企業向け貸出

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
総貸出金（A）	73,151	103,648
中小企業等に対する貸出金残高（B）	73,151	103,648
比率（%）（B/A ）	（100.0%）	（100.0%）

（注） 中小企業等とは、資本金3億円（ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円）以下の会社または常用する従業員が300人（ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人です。

金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの運用残高

（単位：百万円）

		2023年3月期	2024年3月期
金銭信託	貸出金	73,151	103,648
	有価証券	14,713	14,713
	合計	87,865	118,362
貸出金合計		73,151	103,648
有価証券合計		14,713	14,713
貸出金及び有価証券合計		87,865	118,362

（注） 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

営業の状況

主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

科目	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
経常収益	1,872	1,588	1,664	1,749	1,894
経常利益	670	432	504	564	528
当期純利益	460	295	343	390	377
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数（千株）	100	100	100	100	100
純資産額	8,160	8,455	8,799	9,190	9,567
総資産額	9,562	10,583	10,953	11,060	10,029
預金残高	－	－	－	－	－
貸出金残高	－	－	－	－	－
有価証券残高	－	－	－	－	－
単体自己資本比率（国内基準）	210.22%	204.86%	220.11%	241.31%	213.06%
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数（人）	61	62	61	66	75
信託報酬	1,822	1,510	1,601	1,616	1,676
信託勘定貸出金残高	419,979	433,452	416,992	404,502	400,692
信託勘定有価証券残高	821,818	902,978	1,077,386	1,250,118	1,456,528
信託財産額	3,371,057	3,231,915	3,245,777	3,766,373	4,301,129

業務粗利益及び業務純益

（単位：百万円）

	2023年3月期			2024年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
資金運用収支	6	0	6	6	0	6
資金運用収益	6	0	6	6	0	6
資金調達費用	0	－	0	－	－	－
役務取引等収支	1,655	－	1,655	1,751	－	1,751
役務取引等収益	1,742	－	1,742	1,887	－	1,887
役務取引等費用	87	－	87	136	－	136
特定取引収支	－	－	－	－	－	－
特定取引収益	－	－	－	－	－	－
特定取引費用	－	－	－	－	－	－
その他業務収支	－	0	0	－	0	0
その他業務収益	－	0	0	－	0	0
その他業務費用	－	－	－	－	－	－
業務粗利益	1,661	0	1,661	1,758	0	1,758
業務粗利益率			17.62%			13.84%
業務純益			564			528
実質業務純益			564			528
コア業務純益			564			528
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）			564			528

（注）
1. 国内業務は国内店の円建取引、国際業務は国内店の外貨建取引です。
2. 役務取引等収益には信託報酬を含みます。
3. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
4. 業務純益は「業務粗利益」から「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したものになります。
5. 実質業務純益は「業務純益」に「一般貸倒引当金繰入額」及び「信託勘定不良債権処理額」を加算したものになります。
6. コア業務純益は「実質業務純益」から「国債等債権損益」を差し引いて算出したものになります。
7. コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）は「コア業務純益」から「投資信託解約損益」を差し引いて算出したものになります。
8. 2023年3月期及び2024年3月期において、「一般貸倒引当金繰入額」「信託勘定不良債権処理額」「国債等債権損益」「投資信託解約損益」の計上はなく、「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」の指標のいずれについても同値となっております。

資金運用･調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

（単位：百万円）

		2023年3月期			2024年3月期		
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
国内業務	**資金運用勘定**	9,427	6	0.06%	12,694	6	0.05%
	うち貸出金	－	－	－	－	－	－
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち預け金	9,427	6	0.06%	12,694	6	0.05%
	資金調達勘定	5	0	0.00%	－	－	－
	資金運用収支･資金粗利鞘		6	0.06%		6	0.05%
国際業務	**資金運用勘定**	1	0	0.00%	1	0	0.00%
	うち貸出金	－	－	－	－	－	－
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち預け金	1	0	0.00%	1	0	0.00%
	資金調達勘定	－	－	－	－	－	－
	資金運用収支･資金粗利鞘		0	0.00%		0	0.00%
合計	**資金運用勘定**	9,429	6	0.06%	12,696	6	0.05%
	うち貸出金	－	－	－	－	－	－
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち預け金	9,429	6	0.06%	12,696	6	0.05%
	資金調達勘定	5	0	0.00%	－	－	－
	資金運用収支･資金粗利鞘		6	0.06%		6	0.05%

受取･支払利息の分析

（単位：百万円）

		2023年3月期			2024年3月期		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務	受取利息	0	△ 0	0	1	△ 1	0
	支払利息	－	0	0	－	△ 0	△ 0
国際業務	受取利息	0	△ 0	0	△ 0	0	0
	支払利息	－	－	－	－	－	－
合計	受取利息	0	△ 0	0	1	△ 1	0
	支払利息	－	0	0	－	△ 0	△ 0

（注） 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

利益率

	2023年3月期	2024年3月期
総資産経常利益率	5.12%	5.01%
自己資本経常利益率	6.27%	5.63%
総資産当期純利益率	3.55%	3.57%
自己資本当期純利益率	4.34%	4.02%

（注） $\frac{\text{経常利益（または当期純利益）}}{\text{総資産平均残高（または自己資本勘定平均残高）}} \times 100$

※自己資本…純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分 （ただし、新株予約権および少数株主持分はありません。）

営業経費の内訳

（単位：百万円）

科目	2023年3月期	2024年3月期
給料･手当	494	558
賞与引当金繰入	124	129
出向者退職金負担額	69	72
福利厚生費	94	100
減価償却費	3	4
土地建物機械賃借料	43	44
営繕費	13	13
消耗品費	1	6
給水光熱費	2	2
旅費	0	2
通信費	3	3
諸会費･寄付金･交際費	6	6
租税公課	50	60
その他	190	223
合計	1,097	1,229

自己資本の充実の状況（国内基準）

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき定められた算式に基づき算出しております。また、2024年3月期末よりバーゼルⅢ最終合意を踏まえ改正された銀行自己資本比率規制を適用しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法（2023年3月期は基礎的手法）を採用するとともに、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

（単位：百万円、%）

項目	2023年3月期	2024年3月期
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	9,190	9,567
うち、資本金及び資本剰余金の額	5,000	5,000
うち、利益剰余金の額	4,190	4,567
うち、自己株式の額（△）	－	－
うち、社外流出予定額（△）	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－	－
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	－	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	9,190	9,567
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	7	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	9	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	9,180	9,561
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	824	1,833
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,980	2,653
資本フロア調整額		－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	3,804	4,487
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	241.31%	213.06%

定性的な開示事項

1.　自己資本調達手段の概要

当社は、株式会社SBI新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社SBI新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2.　銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っておらず、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3.　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（1）　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

（2）　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4.　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

現在、該当取引はありません。

5.　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性（多様性等）に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めており、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

オペレーショナル・リスクを含むリスクは、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握及びリスクの一元管理を実現するものとしております。

リスク管理体制については、P20～21をご参照ください。

ロ. BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。
なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

ハ. ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条に基づき「1」を使用しております。

ニ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無

該当ありません。

ホ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

6.　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

また、毎四半期に開催されるリスク管理委員会及び取締役会において、計測した金利リスクの報告を行っております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

当社は、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などを行っておらず、外部負債による資金調達も行っておりません。また、上述のとおり、「リスク管理ポリシー」において、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めていることから、計測される金利リスクは極めて限定的になります。

2024年3月期末においては、前事業年度末と同様に金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

定量的な開示事項

1.　自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2023年3月期		2024年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	824	33	1,833	74
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業向け	416	17	1,391	56
法人等向け	164	7	191	8
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	－	－	－	－
うち、出資等のエクスポージャー	－	－	－	－
うち、重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	243	10	250	10
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－	－
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	234	10	223	9
うち、上記以外のエクスポージャー	9	1	26	2
証券化（オリジネーターの場合）	－	－	－	－
うち、再証券化	－	－	－	－
証券化（オリジネーター以外の場合）	－	－	－	－
うち、再証券化	－	－	－	－
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク	2,980	120	2,653	107
合計	3,804	153	4,487	180

（注）1. 個々の所要自己資本の額は切上表示をし、所要自己資本の額の合計は、各所要自己資本の額の合計に対し切上表示を行っております。
2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
3.オペレーショナル・リスクについては、2023年3月期は基礎的手法、2024年3月期から標準的手法を採用しております。
標準的手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。

オペレーショナル・リスク	2024年3月期
BIの額	1,769
BICの額	212

2.　信用リスクに関する事項

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

		2023年3月期				
		現金預け金	金銭の信託	有価証券	その他	合計
地域別	国内	10,678	－	－	363	11,042
	国外	1	－	－	6	8
	合計	10,680	－	－	370	11,050
業種別	金融・保険業	10,680	－	－	67	10,748
	国・地方公共団体	－	－	－	35	35
	その他	－	－	－	267	267
	合計	10,680	－	－	370	11,050
残存期間別	1年以下	－	－	－	182	182
	1年超3年以下	－	－	－	1	1
	3年超5年以下	－	－	－	－	－
	5年超7年以下	－	－	－	－	－
	7年超10年以下	－	－	－	－	－
	10年超	－	－	－	－	－
	期間の定めのないもの	10,680	－	－	185	10,866
	合計	10,680	－	－	370	11,050

（単位：百万円）

		2024年3月期				
		現金預け金	金銭の信託	有価証券	その他	合計
地域別	国内	9,591	－	－	420	10,011
	国外	4	－	－	6	11
	合計	9,596	－	－	427	10,023
業種別	金融・保険業	9,596	－	－	276	9,872
	国・地方公共団体	－	－	－	35	35
	その他	－	－	－	115	115
	合計	9,596	－	－	427	10,023
残存期間別	1年以下	－	－	－	244	244
	1年超3年以下	－	－	－	0	0
	3年超5年以下	－	－	－	－	－
	5年超7年以下	－	－	－	－	－
	7年超10年以下	－	－	－	－	－
	10年超	－	－	－	－	－
	期間の定めのないもの	9,596	－	－	181	9,777
	合計	9,596	－	－	427	10,023

（注）　1. 信託財産から収受する信託報酬等に係る資産（未収収益、未収入金）は、業種別の「その他」に含めております。
　　2. 期間の判別のできないものは、「期間の定めのないもの」に含めております。

（2）延滞エクスポージャーの残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

該当事項はありません。

（3）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の残高及び期中の増減額

貸倒引当金を計上しているエクスポージャーはありません。

（4）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

（5）リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	2023年3月期		2024年3月期	
		外部格付けを参照するもの		外部格付けを参照するもの
0%	8,701	－		
10%	－	－		
20%	2,082	2,082		
30%	－	－		
50%	－	－		
75%	－	－		
100%	173	－		
150%	－	－		
250%	93	－		
1250%	－	－		
その他	－	－		
合計	11,050	2,082		

（注） 1. 中央政府および中央銀行等の公共部門、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーについては、所在する国の格付けのリスク・ウェイトにより区分しております。
2. 円建ての日本国向けエクスポージャー等の「外部格付けによらずリスク・ウェイトが定められているエクスポージャー」については、「外部格付けを参照するもの」の区分に含めておりません。
3. 最終化バーゼルⅢ適用前の開示事項であるため、2024年3月期は空欄としております。

（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びリスク・ウェイト区分ごとの金額

（単位：百万円）

	2024年3月期								
	オンバランスシートのエクスポージャーの額							信用リスクアセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	0%	30%	50%	75%	100%	150%	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,507	－	－	－	－	－	6,507	－	0%
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	1,176	2,008	－	－	23	3,207	1,391	43%
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	13	1	－	－	－	14	4	32%
法人等向け	－	－	－	0	190	－	191	191	100%
合計	6,507	1,176	2,008	0	190	23	9,907	1,583	16%

（注） 1. オフバランスシートのエクスポージャーの額及びCCFは該当ありません。
2. 信用リスク削減手法を適用する取引はありません。
3 リスク・ウェイトの加重平均値は、単位未満を四捨五入し表示しております。
4 最終化バーゼルⅢ適用による開示事項であるため、2023年3月期の開示はありません。

3. 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

		⊿EVE		⊿NII	
		2023年3月期	2024年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1	上方パラレルシフト	－	－	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	－	－		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	－	－	－	－
		2023年3月期		2024年3月期	
8	自己資本の額	9,180		9,561	

（注） 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

報酬等に関する開示

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

（1）「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および非常勤の社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

（ア）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人であるSBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

当事業年度において「対象役員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員はおりません。

（イ）「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

（2） 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の上限総額（取締役：年額120百万円以内、監査役：年額24百万円以内）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の取締役においても、同行からの出向行員でありますので、②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

② 対象従業員等の報酬等の決定について

当社の役職員は、監査役を除き、全員が同行からの出向行員でありますが、当社および同行の人事規程にて、同行から出向している役職員については、原則として同行の基準に従うものとしております。当社における従業員の報酬等は、同行の報酬制度に基づいて、決定され、支払われております。同行の当該報酬制度は、業務推進部門から独立した同行のグループ人事部において、同行の経営方針・人事ポリシーに基づき、その制度設計・文書化がなされております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

（1）報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当社における対象役員の報酬等の決定においては、各役員の職責および担当業務において必要とされる能力に応じたものとし、説明責任、業績貢献度を適正に評価して決定しております。

役員の報酬等は株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会が社長に一任したのち、社長が決定し、監査役の監査を受けております。監査役の報酬の個人別の配分についても、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む全監査役の協議により決定しております。

②「対象従業員等」の報酬等に関する方針

当社の役職員は、1.(2)②に記載のとおり、SBI新生銀行の報酬制度に基づき、報酬の支払いを受けております。

（2）報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

該当事項はありません。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当っては、株主総会で取締役および監査役それぞれの報酬総額が決議され、個別には取締役会および社長または監査役の協議により決定される仕組みになっております。

対象役職員の報酬等について、職能・職務等級等（職位・役割）の考え方に基づいており、業績に過度に連動する仕組みやリスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはなっておりません。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）　（単位：百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額	基本報酬	変動報酬の総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員	5	80	80	80	－	－	－	－

（注）1. 当社が報酬等支給している対象役員は、常勤取締役4名、常勤監査役1名の計5名になります。
常勤取締役は、SBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、同行から請求を受けて支払った金額を当社の報酬等支払額としております。
なお、対象役員のうち、非常勤取締役については、当社が負担している報酬等がないため、上表の人数および対象役員の平均報酬額の計算に含めておりません。
2. 対象役員の報酬額には、当事業年度に支払った役員就任期間に対応する報酬を集計しており、役員就任前の従業員としての報酬を含めておりません。

索引（法定開示項目一覧）

Ⅰ 業務および財産の状況に関する事項（銀行法施行規則第19条の2）

項目	掲載ページ
1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 経営の組織	13
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1） 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	表紙裏
（2） 各株主の持株数	表紙裏
（3） 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	表紙裏
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	22
ニ 会計参与の氏名又は名称	該当なし
ホ 会計監査人の氏名又は名称	24
ヘ 営業所の名称及び所在地	表紙裏
ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する事項	該当なし
チ 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する事項	該当なし
2. 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。）	8-12
3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ 直近の事業年度における事業の概況	5-7
ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1） 経常収益	30
（2） 経常利益又は経常損失	30
（3） 当期純利益若しくは当期純損失	30
（4） 資本金及び発行済株式の総数	30
（5） 純資産額	30
（6） 総資産額	30
（7） 預金残高	該当なし
（8） 貸出金残高	該当なし
（9） 有価証券残高	該当なし
（10）単体自己資本比率	30
（11）配当性向	30
（12）従業員数	30
（13）信託報酬	30
（14）信託勘定貸出金残高	30
（15）信託勘定有価証券残高	30
（16）信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高	該当なし
（17）信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高	該当なし
（18）信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	該当なし
（19）信託財産額	30
ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
（1） 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	30
（2） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	31
（3） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	31
（4） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	31
（5） 総資産経常利益率及び資本経常利益率	31
（6） 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	31
預金に関する指標	
（1） 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし
（2） 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし
貸出金等に関する指標	
（1） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	該当なし
（2） 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	該当なし
（3） 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	該当なし
（4） 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	該当なし
（5） 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
（6） 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
（7） 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
（8） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
有価証券に関する指標	
（1） 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	該当なし
（2） 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	該当なし
（3） 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	該当なし
（4） 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	該当なし
信託業務に関する指標	
（1） 信託財産残高表（注記事項を含む。）	28
（2） 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	28
（3） 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	該当なし
（4） 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	28
（5） 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	29
（6） 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	28
（7） 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	28
（8） 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	29
（9） 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	29
（10）業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	29
（11）中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	29
（12）金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	28
（13）電子決済手段の種類別の残高	該当なし
（14）暗号資産の種類別の残高	該当なし
4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	18-21
ロ 法令遵守の体制	14-17
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	17
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
（1） 指定紛争解決機関が存在する場合　当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	17

項目	掲載ページ
（2）指定紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	該当なし
5. 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	24-27
ロ 銀行法、金融再生法に基づく開示債権のうち、次に掲げるものの額及び(1)～(4)の合計額	
（1）破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	該当なし
（2）危険債権	該当なし
（3）3カ月以上延滞債権	該当なし
（4）貸出条件緩和債権	該当なし
（5）正常債権	該当なし
ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	32-36
ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	海外営業拠点をもたないため掲載なし

項目	掲載ページ
ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	該当なし
（2）金銭の信託	該当なし
（3）第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	該当なし
（4）電子決済手段	該当なし
（5）暗号資産	該当なし
ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
チ 貸出金償却の額	該当なし
リ 法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	24
ヌ 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
6. 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	37
7. 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象	該当なし

Ⅱ 自己資本の充実の状況（平成26年金融庁告示第7号）

項目	掲載ページ
1. 自己資本の構成に関する開示事項	32
2. 定性的な開示事項	
（1）自己資本調達手段の概要	33
（2）銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33
（3）信用リスクに関する事項	33
（4）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	33
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
（7）マーケット・リスクに関する事項	該当なし
（8）オペレーショナル・リスクに関する事項	33
（9）出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし
（10）金利リスクに関する事項	33

項目	掲載ページ
3. 定量的な開示事項	
（1）自己資本の充実度に関する事項	34
（2）信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	35-36
（3）信用リスク削減手法に関する事項	該当なし
（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
（5）証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
（6）マーケット・リスクに関する事項	該当なし
（7）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	該当なし
（8）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	該当なし
（9）金利リスクに関する事項	36

Ⅲ 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項（平成24年金融庁告示第21号）

項目	掲載ページ
1. 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	37
2. 対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	37
3. 対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項	37

項目	掲載ページ
4. 対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項	37
5. 対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	37
6. 対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	該当なし

Ⅳ 資産の査定に関する事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条）

項目	掲載ページ
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当なし
2. 危険債権	該当なし
3. 要管理債権	該当なし
4. 正常債権	該当なし

新生信託銀行株式会社

〒103-0022
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル
TEL: 03-6880-6200
https://www.shinseitrust.com